

九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画ワーキンググループ規約

（名称）

第1条 本グループは、「九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画ワーキンググループ」（以下「WG」という。）とする。

（目的）

第2条 本WGは、平成24年3月に策定された「九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（以下「計画」という。）の実施にあたり、平常時及び緊急時の関係機関の役割分担を明確にし、相互の情報共有を図ることで、平常時の連絡調整を円滑にするとともに、緊急時の初動体制を迅速化することを目的とする。

（組織等）

第3条 WGは別表－1に掲げる機関をもって組織する。なお、専門的な助言を得るため必要に応じて学識者にアドバイザーとして協力を要請する。

（所掌事務）

第4条 WGの所掌事務は、次のとおりとする。

緊急時

- (1) 計画の開始・中止の判断のための情報共有を図ること
- (2) 計画の実施状況の集約・共有を図ること

平常時

- (1) 計画の開始・中止のための判断基準の検討を行なうこと
- (2) 計画の実行のために調整が必要な事項の具体的な検討をおこなうこと
- (3) 火山防災に関する情報交換・理解による防災力の向上を図ること
- (4) その他WGが必要と認める事項

（事務局）

第5条 WGの事務局は、大分県土木建築部砂防課に置く。

（運営）

第6条 WGの運営は事務局が行い、会議の招集を行う。平常時においては年1回以上の会議を開催するものとし、緊急時においては必要に応じて開催するものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、WG 構成員の総数の三分の二以上の同意を得てこれをおこなうものとする。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、WG 構成員がWG に諮って定める。

附則 平成25年3月 1日 施行
平成26年1月15日 一部改正

(別表－１)

九重山火山噴火緊急減災対策砂防計画ワーキンググループ
構 成 員 名 簿

(順不同・敬省略)

林野庁 九州森林管理局 大分森林管理署 総括治山技術官
林野庁 九州森林管理局 大分西部森林管理署 総括治山技術官
環境省 九州地方環境事務所 くじゅう自然保護官事務所 自然保護官
国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課 建設専門官
国土交通省 九州地方整備局 河川部 地域河川課 建設専門官
国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 火山減災課長
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 調査第一課長
気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 地震火山課 火山監視・情報センター所長
気象庁 大分地方气象台 防災管理官
由布市 防災安全課長
竹田市 総務課 防災危機管理官
九重町 危機管理室長
大分県 生活環境部 防災危機管理課 防災班総括
大分県 農林水産部 森林保全課 治山班総括
大分県 土木建築部 砂防課 管理・企画調査班総括
大分県 大分土木事務所 企画調査課長
大分県 竹田土木事務所 建設・保全課長
大分県 玖珠土木事務所 建設・保全課長

【アドバイザー（必要に応じて意見を伺う）】

下川 悦郎 鹿児島大学 地域防災教育研究センター 特任教授
小林 哲夫 鹿児島大学 大学院理工学研究科 地球環境科学専攻 教授
須藤 靖明 阿蘇火山博物館 学術顧問
清水 収 宮崎大学 農学部 森林緑地環境科学科 准教授
藤光 康宏 九州大学大学院 工学研究院 地球資源システム工学部門 教授

【事務局】

大分県土木建築部砂防課